

規 則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十一号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「次条第一項第四号」を「次条第一項第五号」に改め、同条第二号中「次条第一項第七号」を「次条第一項第八号」に改める。

第二条第一項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条の六第一項に規定する同法第八条第一項及び第七項の同意（同法第八条の三第一項及び第三項の変更の同意を含む。）を得た山村振興計画に記載した森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者が当該森林資源活用型地域活性化事業を実施するのに必要 な林業・木材産業改善資金に係る貸付金 十二年以内

第二条第二項ただし書中「前項第三号、第四号及び第七号」を「前項第一号、第四号、第五号及び第八号」に改める。

附則第二項の表第二条第一項第一号及び第四号から第七号までの項中「第二条第一項第一号及び第四号から第七号まで」を「第二条第一項第二号及び第五号から第八号まで」に改め、同表第二条第一項第二号の項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改め、同表第二条第二項（同条第一項第三号に係る部分を除く。）の項中「同条第一項第三号」を「同条第一項第一号及び第四号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。